

**富田林市立総合スポーツ公園野球場
常設広告物募集要項**

1. 趣 旨

この要項は、富田林市立総合スポーツ公園野球場（以下「球場」という。）のグラウンドフェンスに掲出する広告物の募集に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 施設の概要

- (1) 名 称 富田林市立総合スポーツ公園野球場
- (2) 所 在 富田林市大字佐備 2467-1
- (3) 球場の規格 両翼 95m、中堅 120m、面積 13,280 ㎡
内野：黒土混合土、外野：天然芝、夜間照明塔 4 基
- (4) 観客収容人員 2,500 人

3. 広告物の掲出を募集する区画

- (1) 外野グラウンドフェンス 14 区画（ライト側 7 区画・レフト側 7 区画）
区画番号 (1) ～ (7)・(8) ～ (14)
 - (2) 内野グラウンドフェンス 11 区画（1 塁側 5 区画・3 塁側 6 区画）
区画番号 (15) ～ (19)・(20) ～ (25)
- 合計 25 区画

4. 広告掲出料

- (1) 外野グラウンドフェンス 1 区画につき年額 64,800 円
- (2) 内野グラウンドフェンス 1 区画につき年額 44,100 円

※ ただし、掲出の期間が 1 年未満であるときは、月割りをもって計算し、1 月未満の端数があるときは、1 月として計算する。

※ 広告掲出料は、条例の制定・改正により行政財産使用料を含んだ額として徴収することがあります。

5. 広告物掲出の許可の基準

- (1) 1 区画の大きさ
 - ① 外野グラウンドフェンス 縦 0.9m、横 9m を基本とする
 - ② 内野グラウンドフェンス 縦 0.7m、横 9m を基本とする
- (2) 広告物の内容は、商標、キャッチフレーズ、企業名又は商品名等を掲出するものとし、有料広告掲出取扱要領（以下「要領」という。）第 8 条の規定に基づく。
- (3) 広告物が球場と調和した色彩、形状となるよう配慮するとともに、ラバーフェンスに塗料により表示するものとする。
- (4) 使用する色は象牙色（アイボリー）
日本塗料工業色見本（2011 版）F-25-90D に近い色とし、太陽光及び照明灯に反射するものを使用してはならない。

- (5) 球場が公共施設であることに十分留意し、広告物の内容について、要領第2条の規定に基づく。

6. 留意事項

- (1) 新たに広告物を掲出できる区画は、掲出開始日において広告物の掲出のない区画又は撤去が見込まれる区画とする。
- (2) 広告物の掲出期間は年度単位とする。ただし、希望する者は、引き続き掲出することができる。
- ※ 年度単位とは、4月1日から翌年3月31日までのことをいう。
年度途中より広告物を掲出した場合は、許可した日から年度末(3月31日)までを広告物掲出期間とする。
- (3) 広告物の掲出、補修、原状回復にかかる一切の費用は、広告主の負担とする。
- (4) 広告物の掲出、補修、原状回復等は、広告主が責任を持って行い、補修等については、教育委員会の指示に従わなければならない。
- (5) 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するものに対して、要領の規定によっておこなった許可を取り消し、その効力を停止し、もしくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復等を命ずることができる。
この場合、広告主が損害を受けることがあっても教育委員会は其の賠償の責を負わない。
- ① 要領の規定に違反しているもの
 - ② 要領の規定による許可に付した条件に違反しているもの
 - ③ 偽りその他不正な手段により許可を得たもの

7. 広告物掲出の許可申請手続き等

- (1) 広告物の掲出を希望する者は、要領第5条の規定に基づき、教育委員会生涯学習課に郵送又は持参により提出する。
- (2) 教育委員会生涯学習課スポーツ振興係に同時に到達した申請書の希望区画が重複した場合には、その区画に掲出する広告物を抽選により決定する。
- (3) 教育委員会は、審査の後、結果については、要領第6条の規定により申請者へ通知する。
- (4) 広告物を撤去する場合は、撤去しようとする日の30日前までに、様式第3号(第10条関係)広告掲出辞退届を教育委員会へ届けなければならない。
- (5) 許可期限30日前までに広告物の掲出中止の申し出がない場合は、引き続き許可を毎年自動更新するものとし、広告を掲出することができる。

8. 申請書の提出について

- (1) 提出先 富田林市教育委員会 生涯学習部 生涯学習課 スポーツ振興係
〒584-0032 大阪府富田林市常盤町16番11号
富田林市立きらめき創造館 3階
TEL 0721-26-8062 FAX 0721-26-8064
e-mail s-gaku@city.tondabayashi.lg.jp